

平成二十三年六月三日受領  
答弁第二〇七号

内閣衆質一七七第二〇七号

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国

漁船船長の証言に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、お尋ねの「証言」に係る事実関係については把握しておらず、「証言」に対する見解をお示しすることは困難であるが、いずれにしても、御指摘の事件については、捜査当局において、適正に捜査を行い、御指摘の中国漁船の船長が当該漁船を故意に海上保安庁の巡視船に衝突させたと判断したと承知している。